

附則①

対象となる事業活動

本学会が行う全ての事業活動に対してすべての参加者に、COI 指針を適用する。

- (1) 学術大会などの開催
- (2) 学会機関誌、学術図書などの発行
- (3) 研究及び調査の実施
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 生涯学習活動の推進
- (6) 国際的な研究協力の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針の遵守が求められる。

- (1) 本学会が主催する学術大会などでの発表
- (2) 本学会発行の機関誌などでの発表
- (3) 診療ガイドライン、マニュアルなどの策定
- (4) 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業
- (5) 企業や営利団体主催の講演会、ランチョンセミナー、イブニングセミナー、スポンサードセミナー又は講演などでの発表

また、本学会の全ての会員は本学会の事業活動と関係のない学術活動においても、COI 指針の遵守が求められる。